

鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年8月20日
住まいまちづくり課

鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年7月23日(火)から8月12日(月)まで
- (2) 周知方法等
 - ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- (3) 受付意見数 12件(5人)

2 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(-)

項目	意見の内容	対応方針	対応
サ高住の供給目標量	サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という)へ入居を考えられる高齢者は介護度は低く、独居の不安の解消や生活の利便性を求めている転居が大半。この傾向は今後ますます顕著になると考えられ、現状の約2~3倍のサ高住を整備する必要がある。	高齢者人口の増加は2025年をピークに減少に転じると推計されているので、引き続き整備を推進しつつ、入居状況など需要の実態を踏まえ、適宜見直しを行っていく。	△
低所得者への対応	低所得者で介護度3以下の方は行く場所がなく、安い宿泊サービス等を利用している。そのため、低料金のサ高住の開設が必要だと考える。 サ高住の家賃を下げる施策や低所得者層への家賃補助が必要。家賃を下げるためには廊下幅、居住面積、共有スペースの面積の基準を緩和すべき。 介護保険施設などは低所得者向けに提供し、中堅所得者や高額所得者はサ高住でターミナルまで見てもらう、そういった棲み分けを整理するべき。	低廉な家賃のサ高住の供給が進むよう、施設整備に要するコストの削減につながる廊下幅や住戸面積等の面積の基準の緩和について検討する。介護保険施設は所得の多寡に関わらず、介護の必要程度や家族の状況等、その方の身体状況や家庭環境に応じて利用されるべきものであり、施設入所を所得に応じて制限することはできない。	△
既存ストックの活用	民間賃貸住宅の空室を利用していきべき。 県営住宅や民間賃貸住宅などの既存資産を活用しやすいよう緩和を検討すべき。	新たな住宅セーフティネット制度による賃貸住宅の登録及び登録住宅への家賃助成を進めることにより、既存ストックの活用に努める。	◎
補助制度	今後、介護度の高い方が入居し続けられるようにスプリンクラーを設置したいが、補助金等はないか。	新たな住宅セーフティネット制度により登録された住宅については、改修費の補助制度があるのでご活用いただきたい。ただし、現在は同補助制度を創設しているのは鳥取市のみである。他の市町村には制度創設を働きかけている。	◎
ライフプラン	両親が今後介護が必要になった際の対応が不安。高齢者施設は満員状態と聞く。この状況からみても子どもが親を介護してくれるというのは親側の妄想であり結果的に施設に入るしかない。親子ですら支えられない状況で、地域で支えるなどと夢物語を考えている場合ではない。所得に応じて、介護が必要になったらこういったライフプランがある、という形を示して欲しい。	施設や高齢者向け住宅における介護度の目安、概ねの月額費用などについては、本計画にも記載しているので参考としていただきたい。	◎
公営住宅の活用	公営住宅の取り組みとして、買い物難民のために移動販売車に来てもらえるようにする必要がある。	公営住宅入居者のために行われる移動販売で、入居者からの要望があり、管理上の支障がない場合は、公営住宅を管理する県又は市町村の許可を得た上で、公営住宅の敷地内に移動販売車を駐車し、営業することは可能である。	△

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年9月 改定した計画を県ホームページで公表